

交通反則通告制度の実施について（例規）

〔最終改正令和6.3.22 例規交指第4号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

道路交通法違反事件の迅速処理のため導入された交通反則通告制度の実施に関して必要な事項を定めたもので、昭和43年7月1日から実施しています。

その内容は、

- 交通反則切符の様式等
- 告知の要領
- 交通反則告知書等の作成要領
- 告知に伴う納付書の作成要領
- 納付書の交付

等です。